

複数の公園や広場等の新たな利活用方策調査検討業務
特記仕様書

1 適用範囲

本業務は、契約書及び本「複数の公園や広場等の新たな利活用方策調査検討業務特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)に基づき実施しなければならない。

2 業務の目的

コロナ禍において、身近な公園や広場が多くの人々に利活用され、改めてその存在価値が見直された。今後は新たな生活様式(ニューノーマル)に即したより多種多彩な活用が想定される。

一方、密集市街地等における数多くの小規模公園の維持管理負担増や小規模公園を活用した防災性向上は、行政の喫緊の課題と言える。また、自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)を用いて都市の課題解決を実現する方策についても検討が進められている。

本業務では、密集市街地等において、複数の小公園・広場等及びUR保有地の利活用の方策を検討する。また複数の小公園・広場等のネットワーク連携を通して、それらの管理運営手法を検討、提案することを目的とする。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和5年2月20日(月)までとする。

4 対象範囲

対象範囲 : 密集市街地 約48.5haの範囲内にある以下のオープンスペース
オープンスペース内訳

地区公園	: 地区公園と同程度の面積を有する公園	1箇所程度
近隣公園	: 近隣公園と同程度の面積を有する公園	1箇所程度
街区公園	: 街区公園と同程度の面積を有する公園	2箇所程度
児童遊園	: 300㎡~500㎡	2箇所程度
防災広場	: 800㎡	1箇所程度
防災スポット等	: 100㎡	3箇所程度
UR保有宅地	: 50㎡~100㎡	10箇所程度

※地区公園、近隣公園及び街区公園の標準面積は、国土交通省HP「都市公園の種類」(https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/)のとおりとする。

5 業務内容

本業務の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 地区の現況把握

対象モデル地区について、下記項目等を調査したうえで、防災性・環境維持・コミュニティ形成などの視点ごとにわかりやすく整理する。

なお視点の整理においては、都市公園のストック効果向上に向けた手引き(国土交通省H28.5)を参考に整理すること。

- ・上位関連計画、公園条例等における規定と行為の制限等
- ・モデル地区の概況(立地、人口、環境等)

- ・モデル地区のポテンシャル
(自然・地歴・文化・コミュニティ・地域住民や民間事業者の要望等)
- ・モデル地区の課題 (防災性の向上等)
- ・モデル地区の公園や広場、オープンスペース等の維持管理運営状況のヒアリング
- ・対象モデル地区内の複数の都市公園や防災広場、防災スポット、UR保有宅地などのオープンスペースや公共施設の配置と面積、接道、周辺土地利用など

(2) 事例調査

監督員より指示のある地区のオープンスペース利活用の事例収集を行う。

事例収集の際は下記に留意し調査をおこなうこと。(3地区程度)

- ・民間事業者や地域住民によるオープンスペースの利活用
- ・自然、地歴、文化などのグリーンインフラの効能を利活用
- ・実際に行われているイベントやアクティビティ

(3) オープンスペースを活用したまちの課題解決に資する方策の検討

(1)及び(2)で調査、整理した事項を踏まえ、対象モデル地区内の複数の公園や広場等をネットワーク連携させる視点と以下視点に留意しながら、防災性向上や温熱環境改善等の都市の課題解決に資する方策を検討する。

- ・民間事業者、地域住民によるオープンスペースの利活用
- ・自然、地歴、文化などのグリーンインフラの効能の利活用

検討の際は、社会実験の企画及び運営の試行的実施の検討も行うこと。

また平面図やイメージパースやスケッチを活用した検討図を4枚程度作成し、わかりやすく表現をすること。

(4) 勉強会等の実施

有識者を講師に迎えた勉強会等における研修資料作成や運営等に関する支援を行う。

回数は6回程度実施する。

(5) 調査結果報告書作成

(1)～(4)を整理し、以下報告書として取りまとめる。

なお、成果物は発注者の許可なく発表又は引用してはならない。

- ・本業務にかかる報告書一式 (A4版) 製本 5部
- ・本業務にかかる報告書の概要版
(A4版1枚・説明用パワーポイント、件名、期間、部署、目的、キーワード、研究、背景、研究内容、結果、課題、今後の展開等を記載すること) 5部
- ・その他、本調査で入手した資料一式
- ・報告書(概要)パワーポイント1枚程度
- ・成果物の引渡し前にデータ提出方法等について、監督員と協議すること。
成果品はグリーン購入法に基づき作成すること。

6 提出先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 事業調整部 事業支援企画課

7 特記事項

- (1) 本仕様書に記載の無い事項等、疑義が生じたときは、その都度機構担当者と協議すること。
- (2) 関係各所との打合せに必要な資料は、随時、機構担当者と協議の上作成すること。

- (3) 法令及び条例等の関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の履行上知り得た情報等を第三者に漏らさないこと。
- (5) 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。なお、検査合格後であっても、誤りが発見された場合には速やかにこれを訂正すること。
- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上